

●施設内療養者の考え方(R5.10.1～)

有症状	<p><u>発症日から起算して10日以内の者(発症日を含めて10日間)</u></p> <p>※ただし、発症日から10日間経過していなくても、発症後5日を経過し、かつ、症状軽快(注1)から24時間経過した者であって、当該療養者や高齢者施設等の個別の状況を踏まえて県交付要綱別添2①～⑥の措置を継続しないこととした場合については、当該措置を行った日まで「施設内療養者」とする。</p> <p>また、発症日から10日間経過し、かつ症状軽快から72時間経過していない者であって、高齢者施設等において療養が必要であると判断された者については、当該療養を行った日まで(注2)「施設内療養者」とする。(上限:発症日から15日目まで)</p> <p>(注1)症状軽快・・・解熱剤を使用せず解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること (注2)療養期間中であっても、①～⑥の措置が行われていない期間が存在した場合、当該期間は補助の対象外</p>
無症状	<p><u>検体採取日(＝発症日)を含めて7日間</u></p> <p>※ただし、発症日から7日間を経過していなくても、発症日から5日間経過した者であって、当該療養者や高齢者施設等の個別の状況を踏まえて①～⑥の措置を継続しないこととした場合については、当該措置を行った日まで「施設内療養者」とする。</p>

※いずれの場合も、途中で入院した場合は、発症日から入院日までの間に限り施設内療養者となる

●施設内療養を行う高齢者施設等に対する補助の考え方(例:有症状患者)(大規模施設の場合)

	10月1日	10月2日	10月3日	10月4日	10月5日	10月6日	10月7日	10月8日	10月9日	10月10日	10月11日	10月12日	10月13日	10月14日	10月15日	10月16日	10月17日	10月18日	10月19日	10月20日	10月21日	10月22日
1 A	発症日①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	解除⑩												
2 B		発症日①	②	③	入院④																	
3 C		発症日①	②	③	ご逝去④																	
4 D			発症日①	②	③	④	⑤	⑥	解除⑦													
5 E					発症日①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭				
6 F						発症日①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩							
7 G						発症日①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩							
8 H							発症日①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	
9 I								発症日①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	解除⑬		
10 J											発症日①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		
11 K												発症日①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	
12 L												発症日①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	
13 M												発症日①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	
14 N												発症日①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	
15 O												発症日①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	
16 P																	発症日①	②	③	入院④		

施設内療養者数	1	3	4	4	5	5	6	6	7	6	5	6	11	11	11	9	9	10	9	9	9	5 (人)
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
通常分	5千円	5千円	5千円	5千円	5千円	5千円	5千円	5千円	5千円	5千円	5千円	5千円	5千円	5千円	5千円	5千円	5千円	5千円	5千円	5千円	5千円	5千円
追加補助分 (施設内療養者が10名以上の日)													5千円	5千円	5千円			5千円				
補助額計	5千円	15千円	20千円	20千円	25千円	25千円	30千円	30千円	35千円	30千円	25千円	30千円	110千円	110千円	110千円	45千円	45千円	100千円	45千円	45千円	45千円	25千円 (ノ日)
(うち追加補助分)													(55千円)	(55千円)	(55千円)			(50千円)				

表中の下線の丸数字
 発症日から10日間経過し、かつ症状軽快から72時間経過していない者であって、高齢者施設等において療養が必要であると判断された者について、10日間を超えて、補助の対象となる「施設内療養者」とした日を示している。